

JMSCA スポーツクライミング競技審判員

B 級審判員昇級審査ガイドライン

2024.4.1

JMSCA 技術委員会

1. B 級審判員への昇級審査の対象は、昇級審査希望の申請時点で以下の項目のすべてに該当する C 級審判員とする。
 - (1) 過去 1 年以内に都道府県大会で 1 回以上審判員として従事していること。
 - (2) 過去 1 年以内にブロック大会または全国大会（ジャパンツアー含む）で 1 回以上審判員として従事していること。
 - (3) 上記（2）の大会の審判長（A 級または B 級審判員）から推薦を受けていること。
2. 前項にかかわらず、B 級への昇級を希望する C 級審判員が以下のいずれかに当てはまる場合は B 級審判員への昇級審査対象とする。
 - (1) B 級審判員の登録人数が 2 名に満たない都道府県連盟/協会の推薦を受けた者。
 - (2) 高度な語学力（英語）を有し、国際審判員への資質を満たしている者。
3. B 級審判員には、以下が求められる。
 - ・知識理解：競技規則に関する十分な知識と理解
 - ・ルート/ボルダー理解能力
 - ・マネジメント：審判団の統括および主催者、ルートセッターとの各種調整能力
 - ・判定能力：競技規則に沿った選手のパフォーマンスの判定能力
 - ・審判員としての品位と節度
4. 昇級の審査は、筆記試験による知識検定と判定の精度や競技会での実際の行動等を評価する実技検定をもって行う。審査は、当該競技会の審判長（A 級審判員）が担当するものとする。各検定で合格基準を満たした者は、マネジメント実習を行うものとする。資格審査会での審査を経て、B 級審判員として認定する。
5. 昇級の審査は、開始日を 4 月 1 日、終了日を翌年 3 月 31 日とする審査年度の中で実施する。
6. 審査の流れは、以下のとおりとする（別紙も参照すること）。
 - (1) 昇級審査申請書及び推薦状の提出
申請書及び推薦書は、審査を希望する審査年度開始の直前の 2 月 1 日から 31 日までに提出しなければならない。なお、2.（1）を適用する場合、所属する都道府県連盟/協会からの推薦状を提出しなければならない。

※2024年度審査については、2024年4月1日から5月31日までに提出しなければならない。

(2) 知識検定

- ・最初に審査を受ける種目の大会にて受検
 - 合格 → 実技審査対象、2種目目の大会にアスピラント（検定参加者）として参加
 - 不合格 → 実技審査対象外、1種目目の大会のみトレニー（実習参加者）として参加
- ・知識検定の合格結果は、審査年度の次年度まで有効
- ・連続して2回知識検定が不合格の場合は、次の審査年度への申請を認めない。

(3) 実技検定

- ・リード、ボルダー各最低1回
- ・どちらかの種目で1回目の検定が不合格でも、他の種目の実技検定に参加することは可
- ・実技検定の合格結果は、合格となった種目の審査年度の次年度まで有効
- ・2種目共に実技検定が不合格となった場合、かつ連続して2回同一種目で不合格の場合は、次の審査年度への申請を認めない。

	2023年度		2024年度										2025年度						
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	...	12月	1月	2月	3月	4月	5月	...	12月	1月	2月	3月
2023審査年度 審査期間（9月～8月）	■	■	■	■	■	■	■												
2024審査年度（2024審査分） 申請書等提出			■	■															
2024審査年度 審査期間（4月～3月）			■	■	■	■	■	■	■	■	■	■							
2024審査年度（2025審査分） 申請書等提出											■	■							
2025審査年度 審査期間（4月～3月）													■	■	■	■	■	■	■
2025審査年度（2026審査分） 申請書等提出																		■	■

7. 知識検定、両種目における実技検定に合格した者は、審判団の統括および主催者、ルートセッターとの各種調整等を行うマネジメント実習に以下のとおり参加するものとする。

- (1) 競技会：ジャパンツアー（種目は問わない）
- (2) 実習回数：1回以上

8. 各審査年度の昇級審査対象者は、6名とする。希望者が6名を超える場合、以下の基準に基づいて審査対象者を決定する。なお、ジェンダーバランスの関係から、女性の希望者には各基準で高い優先度を与えられるものとする。但し、2.(2)を適用する場合、当該対象者は6名に含まないものとする。

- ① 過去に昇級審査の対象とされていない者。
- ② B級審判員の登録人数が2名に満たないブロックに所属する者。
- ③ B級審判員の登録人数が2名に満たない都道府県連盟/協会に所属する者。
- ④ 過去2年間の競技会スタッフとしての活動歴がより充実している者。
- ⑤ 過去に競技者として全国規模の競技会に参加していた者。